

福島市周遊スポット魅力アップ支援事業
補助金交付要綱

令和4年7月5日施行

(趣旨)

第1条 本事業は、長引くコロナ禍で疲弊した観光関連産業の活性化を図るため、市内周遊スポットの魅力やおもてなし向上の取り組みなど、県内外の観光客が訪れたいくなるような周遊スポットの魅力アップに取り組む事業者等に対し、「福島市補助金の交付等に関する規則」(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及び、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は補助事業者がこの要綱に基づく別表第一に掲げる事業を実施する場合に、当該事業に要する経費に対して交付するものとし、その額は、別表第一に掲げる補助率により算出した額の範囲内において市長が定めた額とする。

(補助対象事業者の要件)

第3条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。その際、別表第二に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 道の駅ふくしま周遊手形アプリ“縁”にすでに登録済みまたは申込済みであること。
- (2) 市内事業者、市内事業者等で組織するグループや地域づくり団体、市内在住者(個人)であること。
- (3) 事業者及び団体については、定款、規約、会則等を有し、代表者が明確であること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 応募事業を着実に実施できる事務執行体制及び組織体制があること。
- (6) 国、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人、政治団体または宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (7) 福島市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等がその構成員でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者でないこと。
- (9) 対象事業者の取組が地域に不利益をもたらすものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、ハード型とソフト型に類別した別表第一に掲げる事業とし、交付金の交付決定日から当該年度の3月19日までの期間において完了するものとする。ただし、次に掲げるものは事業対象としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動と認められるもの。

- (2) 公序良俗に反するなど、対象事業として不相当と認められるもの。
- (3) その他市長が不相当と認めるもの。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表第一に掲げる事業に係る経費とする。

(補助対象外経費)

第6条 補助対象外経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本事業に無関係と思われる経費
- (2) 交付決定前に発生した経費
- (3) 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、光熱水費、交通費、保証金、敷金、仲介手数料、振込手数料、収入印紙代など）
- (4) 特定の者を利する目的と認められる経費
- (5) 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費、親睦会等に係る経費
- (6) 本事業における資金調達に必要となった利子

(交付の申請)

第7条 補助対象事業者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第1項第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第二に掲げる書類とする。

- 2 グループ型を申請する者は、別表第二に掲げる書類のほか、グループ型調書を提出するものとする。
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。
- 4 申請期間は当該年度の12月28日までとする。

(交付の要件)

第8条 補助金交付の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付はハード型、ソフト型それぞれ原則一事業者につき一回限りとする。ただし、ハード型補助金の交付において、事前事後にかかわらず、グループ型改修・整備の交付を受ける場合、宿泊施設及び公共的民有施設等の改修・整備もしくは個別事業者施設の改修・整備についても、別途交付を受けることができる。
- (2) 補助対象事業について、国及び県等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条による補助金交付申請があったときは、審査の上、交付決定を行い補助対象事業者に通知する。

(交付決定の変更等の申請)

第10条 補助対象事業者は、次に該当するときは、様式第2号による補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を市長へ提出し、この承認を受けなければならない。

2 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の変更で補助金の額の変更を伴わないもの
- (2) その他事業計画の細部を変更するもの

（申請の取下げ）

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（実績報告の提出）

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときには、様式3号による実績報告書を提出するものとする。

2 実績報告書は、事業完了から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条本文の規定による実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第14条 補助金は前条の規定により交付すべき額を確定した後に補助事業者の請求により交付するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、様式第4号による補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止を行おうとする場合は、様式第2号による補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第9条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 本要綱若しくは市長の指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告)

第17条 補助の交付を受けた対象事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度以降の3月に、状況報告書を市長に提出するものとし、その期間は次の各号の定めるところとする。

- (1) ハード型事業については、その期間を3年間とする。
- (2) ソフト型事業については、その期間を1年間とする。

(重複受給)

第18条 この補助金は、本市における他の補助金と重複して受けられないものとする。ただし、国・県等その他公的機関が助成する他の制度（補助金・委託費等）との併用は、その趣旨の範囲内で認めることとする。

(財産の処分の制限)

第19条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその旨を市長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 補助事業者が、規則第6条第1項第4号に規定する条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(会計帳簿の整理等)

第20条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

別表第一（第2条関係）

補助対象事業及び補助対象経費

【ハード型】

補助対象事業		補助対象経費	補助額
(1) 宿泊施設及び 公共的民有施設 等の改修・整備	・ 宿泊施設の中・小規模改修 ・ 民間所有地の一般開放等により不特定多数の交流人口を受け入れている施設等の改修・整備	・ 改修工事費 ・ 設計費 ・ 付帯工事費等（看板、電飾等） ・ 撤去工事費等 ・ 改修等に係る材料費 ・ 改修等に係る消耗品費	○補助率 <u>3分の2以内</u> ○下限額 10万円 上限額 500万円
(2) グループ型 ※3事業者以上	・ 事業者同士のグループによる一定のルールに基づく改修・整備		○補助率 <u>3分の2以内</u> ○下限額 10万円 上限額 200万円
(3) 個別事業者施設の改修・整備	・ 既存建物の新たな魅力を創出する改修 ・ 既存の飲食店や特産品販売店等のニューノーマル時代のニーズに合わせた施設の改修・整備事業		○補助率 <u>2分の1以内</u> ○下限額 10万円 上限額 200万円
<具体例> ・ テラス席の新設 ・ 大型ブランコ、ベンチ、展望所等の設置 ・ 電子化した案内ビジョンの整備 ・ 客室露天風呂付個室への改修 ・ インスタスポット等の新設 ・ ユニバーサルデザイン化の整備 ・ 古民家再生に係る小規模修繕		・ 果樹園納屋、養蚕家屋の改修 ・ 花ゲート・モニュメントの設置 ・ フルーツラインの統一電飾整備 ・ 花スポットへの統一的看板設置 ・ トイレの改修 ・ 案内誘導看板等の設置 ・ 駐車場の増設	など

※要件

- ・ ここでいう「改修」「整備」とは、改修・整備後、各施設の収益力を向上させ、地域に裨益すると認められる改修・整備であること。
- ・ 「建築基準法」「都市計画法」「開発許可」等の関係法令を遵守し、事業主の責任において適正な手続を踏んだ行為であること。

【ソフト型】

補助対象事業		補助対象経費	補助額
(1) 魅力・満足度 アップへの 取組	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品・パッケージ開発 ・先駆的なメニュー・サービスの開発・導入等 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画開発・パッケージ開発に係る経費 ・旅館等で提供できるメニューの開発に係る経費 ・多言語情報提供、媒体（アプリ等）の整備 ・企画開発したコンテンツを販売するため必要な広報媒体（写真、動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等）の素材やツールの作成 ・広告宣伝に係る経費 ・専門家からの助言、意見聴取等に係る経費 	○補助率 <u>3分の2以内</u> ○下限額 10万円 上限額 200万円
(2) 体験プログラム 開発	体験型・着地型プログラムの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在型コンテンツ・旅行商品等の企画開発に係る経費 ・企画開発したコンテンツを販売するため必要な広報媒体（写真、動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等）の素材やツールの作成 ・広告宣伝に係る経費 ・造成したコンテンツに関するモニターツアー、ワークショップ等の開催に係る経費 ・専門家からの助言、意見聴取等に係る経緯 	○補助率 <u>3分の2以内</u> ○下限額 10万円 上限額 200万円
<具体例> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしま A 級産品詰め合わせセットのパッケージ商品化 ・道の駅ふくしま起点のサイクリングツアー ・花回廊ブランドのノベルティ開発 ・福島を四季を感じるツアーの造成 ・五感で味わうツアー など			

※要件

- ・地域ならではの観光資源を活用したツアー、アクティビティ、体験等のコンテンツの磨き上げを図る取組であること。
- ・事業期間内において、モデルツアーをはじめとした、地域に実際に旅行者が訪れる取組、

販路形成、プロモーションなど、販売を想定した総合的な取り組みであること。

- ・本事業終了以降、磨き上げたコンテンツを販売する、または継続的に実施することを前提とした取組であること。

別表第二（第3条関係）

	法人登記	定款	規約等	会員名簿	住民票	完納証明書等
法人	○	○	—	—	—	○
市内事業者等で 組織するグループ や地域づくり団体	—	—	○	○	—	○ <small>ただし協議会、非営利団体等の場合は不要</small>
個人	—	—	—	—	○	○